

パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「一般廃棄物処理基本計画【2021（令和3）年度改定版】」（案）
「一般廃棄物処理基本計画【2021（令和3）年度改定版】」（案）に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	3人
(2) 提出された意見の数	3件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	0件
(2) 既に盛り込み済みの意見	0件
(3) 今後の参考とする意見	3件
(4) 反映できない意見	0件
(5) その他（質問含む）	0件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	小型家電リサイクル法に基づく使用済み小型家電の回収について、P10表2-2分別区分で「小型家電（焼津市のみ）」となっており、近隣他市町では既に始まっていますが、藤枝市では始まっていません。早期の回収開始をお願いします。	藤枝市では、小型家電リサイクル法に基づく有用な金属の回収として、地区交流センター等で「携帯電話・スマートフォン」の拠点回収を行っています。今後、小型家電リサイクル法に基づいた収集方法及び収集品目の拡大について、研究してまいります。	今後の参考とする意見
2	令和3年にプラスチック資源循環促進法が制定され、市区町村による選別、梱包等を省略して事業者による実施が可能となりました。これまで藤枝市で進めてきたごみの分別収集が後退することがないようお願いします。	プラスチック資源循環促進法が成立し、プラスチック製品の分別収集と再資源化が地方公共団体の責務として示されたことから、処理業者等から意見を集め、藤枝市の分別収集が後退することが無いように収集方法を検討していきます。	今後の参考とする意見
3	藤枝市の燃やすごみには、紙などの資源物がまだまだ含まれている。それらの資源物をしっかりと分別することが出来れば、更に燃やすごみの排出量を減らすことが出来る。分別開始当初は浸透していた分別も、今では意識が緩んで来ている。今後とも分別啓発を継続していただきたい。	今後とも継続してごみの分別を啓発していきます。	今後の参考とする意見

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	一般廃棄物処理基本計画【2021（令和3）年度改定版】（案）
----	--------------------------------

意見公表場所	市ホームページ、市役所行政情報コーナー、文化センター、岡部支所、各地区交流センター、環境政策課、下水道課
担 当 課	藤枝市 環境水道部 環境政策課 環境政策係（担当者 小西、飯塚） 電話 : 054-643-3183（短縮1298） 電子メール : kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp